

INFORMATION

暮らしの情報

お知らせ

平成29年度 就学援助制度のお知らせ

市では、経済的理由で義務教育にかかる費用の支払いが困難な家庭に、学用品費、給食費などの一部を援助する就学援助制度を設けています。就学援助を必要とする方は、就学援助申請書を4月28日(金)までに学校へ提出してください。

なお、本制度は、すべての児童生徒を対象に援助希望の有無を確認しています。援助を希望しない方も申請書に必要な事項を記入の上、期限までに学校へ提出してください。

詳しくは、学校を通じて配布する「平成29年度就学援助制度のお知らせ・就学援助費申請書」をご覧ください。

お問い合わせ
市教育委員会学校教育課
学事指導係 ☎66-4894

身体障がい者等に対する 軽自動車税・自動車税を 減免します

障がい者本人またはその家族が障がい者のために使用する車では、軽自動車税等が減免される場合があります。軽自動車・普通自動車のいずれか1台で、事業用のものは除きま

対象者

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方で、障がいの程度が一定の範囲に該当する方
対象車両

- ① 障がい者が所有し、障がい者本人が運転するもの
- ② 18歳未満の障がい者と生計をとにする家族が所有・運転し、障がい者の通院・通学等に使うもの
- ③ 障がい者が所有し、生計を共にする家族が運転して障がい者の通院・通所等に使うもの(精神「1級」・知的障害者「A」の場合は、障がい者所有でなくてよい)

必要書類など

自動車検査証または標識交付証明書、運転免許証(運転される方のもの)

の)、身体障害者手帳等(原本)、個人番号カードまたは通知カード、印鑑、納税通知書(軽自動車の場合)

【自動車税の減免申請で、家族が運転する場合、さらに必要となる書類】

- ・同一生計証明書
- ・(市役所障がい福祉窓口で交付)
- ・通院・通学等の証明書
- ・(各病院・学校等で交付)

お問い合わせ・提出先

それぞれ次の申請期間内に手続きをしてください。減免を受けたい車の税の種類によって、申請期間と担当窓口が異なります。

◆軽自動車税

申請期間

納税通知書を受け取った日から5月31日(水)まで

担当窓口

市役所総務部税務課 市民税係

☎63-5110

または、各支所・各行政サービスセンター税務窓口

◆自動車税

申請期間

5月31日(水)まで

担当窓口

県佐渡地域振興局県税部収税課

(相川二丁目浜町20番地1)

☎74-3310

障がいの区分	障がい者本人が運転する場合	生計を一にするまたは常時介護者が運転する場合		
視覚障がい	1~4級の1項まで			
聴覚障がい	2~3級			
平衡機能障がい	3級			
音声機能、言語機能、またはそしゃく機能の障がい	3級(喉頭摘出に限る)			
上肢不自由	1~2級の2頁まで			
下肢不自由	1~6級まで(7級が2以上ある場合は6級とする)	1~3級の1頁まで		
体幹不自由	1~3級、5級	1~3級		
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	1~2級(第一種(両上肢)は対象、第二種(一下肢)は対象外)	1~3級(第一種(両上肢)は対象、第二種(一下肢)は対象外)		
心臓機能障がい	1級、3級			
じん臓機能障がい				
呼吸機能障がい				
ぼうこうまたは直腸の機能障がい				
小腸機能障がい				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい				
肝臓の機能障がい				
知的障がい			—	療育手帳の障がい程度「A」
精神障がい			—	精神障害者保健福祉手帳「1級」(自立支援医療(精神)受給者証の交付を受けている者に限る。ただし、所得制限により受給者証が交付されない場合は、医師の通院証明書を添付することにより受給者証に代えることができる)

※障がい等級は、個別等級によります。

※上記等級の他にも使用目的等の要件があり、該当しない場合は減免とならない場合もあります。詳しい要件などにつきましては、各担当窓口までお問い合わせください。